

広島県警察本部訓令第16号

警察本部
警察学校
各警察署

金属くず業事務の取扱いに関する訓令を次のように定める。

令和6年5月2日

広島県警察本部長 則 包 卓 嗣

金属くず業事務の取扱いに関する訓令

金属屑業条例施行細則（昭和31年広島県警察本部訓令第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、金属くず業条例（昭和26年広島県条例第39号。以下「条例」という。）及び金属くず業条例施行規則（令和6年広島県公安委員会規則第7号。以下「規則」という。）に基づく金属くず業に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（届出書の受理）

第2条 警察署長は、規則第3条又は第4条の規定による届出書の提出があったときには、次に掲げる事項について審査し、適正と認めるときは、これを受理するものとする。

（1）記載事項の有無及び記載内容の適否

（2）添付写真の有無及び記載内容の適否

（届済証）

第3条 規則第5条の規定による届済証には、別表に掲げる警察署コード番号に暦年による2桁の一連番号を組み合わせた5桁の番号を付するとともに、届済証及び届出書には契印を、届済証に貼付された写真には押出スタンプを押すものとする。

（届出事項の変更の届出等）

第4条 警察署長は、規則第6条第1項の規定による届出書の提出があったときには、第2条に準じて審査し、適正と認めるときは、これを受理するものとする。

2 警察署長は、前項の規定により受理した届出書の変更事項が営業所の所在地を所轄警察署の管轄区域外から管轄区域内に変更したものであるときは、速やかに営業所の旧所在地を管轄する警察署長に対し、その旨を通報しなければならない。

（台帳等の整理）

第5条 警察署長は、条例第6条第1項の規定により届済証を交付するときは、届出書に届済証の番号及び交付年月日を記入するとともに別記様式第1号の金属くず業台帳（以下「台帳」という。）に登録し、及び写真を貼付しておかなければならない。

2 警察署長は、規則第6条第1項、第7条及び第8条の規定による届出書並びに規則第6条第2項による申請書を受理したときには、その都度台帳を整理しなければならない。

3 前条第2項の規定による通報を受理した営業所の旧所在地を管轄する警察署長は、営業所の新所在地を管轄する警察署長に対し、当該営業所に係る金属くず業台帳を送付しなけ

ればならない。

(届済証の書換え)

第6条 警察署長は、規則第6条第2項の規定による申請書を受理し、届済証の書換えを行った場合には、当該書換えの内容を届済証の異動事項欄に記載するものとする。

(届済証の毀損、亡失等の取扱い)

第7条 警察署長は、規則第7条の規定による届出書の提出があったときには、第2条に準じて審査し、適正と認めたときは、これを受理し、届済証を再交付しなければならない。

(承認)

第8条 条例第11条第1項ただし書の警察官の承認は、業者に金属くずを売却し若しくは交換し又は売却若しくは交換の委託をしようとする者を十分知っている場合にのみ行うものとする。

(品触れ)

第9条 警察署長は、条例第13条により盗品等の品触れを発する必要があるとき又は品触書配布の依頼を受けたとき若しくは品触書を配布するときは、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第36条の規定により行うものとする。

2 品触れを県外へ発する必要があるときは、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 配布する必要範囲

(2) 被害者の住所、職業、氏名及び年齢

(3) 被害の年月日

(4) 被害の状況

(5) 被害物品の種別、番号、地質、製造又は発行者、形状、模様、特徴、時価、数量等

3 前2項の場合には、その物品の固有の特徴その他物品を特定するに必要な事項を明確にし、これを受けた者が、その物品を容易に発見できるよう留意しなければならない。

(品触れの配布及び解除)

第10条 警察署長は、品触れの配布を受けたときは、速やかに関係業者に配布しなければならない。

2 品触れを関係業者に配布した場合は、交番、警察官駐在所及び警察署所在地に備付けの犯罪捜査規範第36条第4項に規定する品触取扱簿により品触れの配布状況等のてん末を明らかにするものとする。

3 品触れを発した場合において、被疑者を逮捕し、又は事件を解決したときは、速やかに解除を行わなければならない。

(金属くずの保管命令)

第11条 警察署長は、条例第14条の規定により金属くずの保管を命ずるときは、業者に対し、別記様式第2号の保管命令書を交付するとともに、請書の提出を求めるものとする。

(県外業者の届出書の受理)

第12条 規則第10条又は第11条の規定による届出書の提出があったときには、第2条に準じ

て審査し、適正と認めたときは、これを受理するものとする。

(県外業者届済証)

第13条 規則第12条の規定による県外業者届済証には、別表に掲げる警察署コード番号に暦年による2桁の一連番号を組み合わせた5桁の番号を付するものとする。

(県外業者台帳の整理)

第14条 警察署長は、条例第16条第1項の規定により県外業者届済証を交付するときは、別記様式第3号の金属くず業県外業者台帳（以下「県外業者台帳」という。）に登録しておかなければならない。

2 警察署長は、規則第13条第2項、第14条第1項及び第15条の規定による届出書並びに規則第13条第3項及び第14条第2項の規定による申請書を受理したときには、その都度県外業者台帳を整理しなければならない。

(県外業者届済証の毀損、亡失等の取扱い)

第15条 警察署長は、規則第14条の規定による届出書及び申請書の提出があったときには、第2条に準じて審査し、適正と認めたときは、これを受理するものとする。

(司法処分の報告)

第16条 警察署長は、条例に違反した者を検挙したときは、その都度、速やかに別記様式第4号の金属くず業条例違反者検挙報告により警察本部長に報告しなければならない。

(届出書等の保管)

第17条 規則に規定する届出書及び申請書は、所轄警察署において3年間保管するものとする。

(届済証交付数等の報告)

第18条 警察署長は、1月から6月まで及び7月から12月までの届済証の交付数等について、別記様式第5号の届済証交付数等についてにより、それぞれ7月20日まで及び翌年の1月20日までに報告しなければならない。

(その他)

第19条 この訓令に定めるもののほか、金属くず業の事務の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。

別表及び様式省略